

調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和7年6月1日現在 二子薬局 津田山店

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)受結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
② 調剤基本料 2	－	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ)月4,000回超&上位3医療機関に係る合計受付回数の集中度70%超 ロ)月2,000回超&集中度85%超 ハ)月1,800回超&集中度95%超 ニ)特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一保険薬局の処方箋受付回数に合算	29点
③ 調剤基本料 3	－	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数(または店舗数)の合計および当該薬局の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ)・月3.5万回超～4万回以下&集中度95%超 ・月4万回超～40万回以下&集中度85%超 ・月3.5万回超&特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ)・月40万回超(または 300店舗以上)&集中度85%超 ・月40万回超(または 300店舗以上) &特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引	イ)24点 ロ)19点 ハ)35点
④ 特別調剤基本料A	－	保険医療機関と特別な関係(同一敷地内)&集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目(一部を除く)は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料B	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃（後発医薬品の試用）	○	1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援体制加算 1	○	調剤基本料1の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	32点
地域支援体制加算 2		調剤基本料1の保険薬局、基本体制＋選択8以上	40点
地域支援体制加算 3		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制＋選択8以上	32点
連携強化加算	－	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1		後発医薬品の調剤数量が80%以上	21点
後発医薬品調剤体制加算 2		後発医薬品の調剤数量が85%以上	28点
後発医薬品調剤体制加算 3	○	後発医薬品の調剤数量が90%以上	30点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算1	－	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料	15点
在宅薬学総合体制加算2	－	同加算1の算定要件、①医療用麻薬(注射薬含)の備蓄&無菌製剤処理体制または②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証45%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証30%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料			
内服薬	○	1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬	○		21点
浸煎薬	○	1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬	○	1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～28日分 190点＋10点/1日分 29日分以上 400点
注射薬	○		26点
外用薬	○	1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服点滴剤	○	1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	－	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合(〃)または 原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 147点） 69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）	○	1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）	○	1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬）	○	1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬）	○	1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算	○	1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）	○	基礎額＝調剤基本料(加算含)＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%(時間外)、 140%(休日)、200%(深夜)
夜間・休日等加算	○	処方箋受付1回につき	40点